

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

当社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、日々、輸送の安全確保に向け種々の取組みを行っております。

この度、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全に関する令和5年度の実績及び令和6年度の計画について、次のとおり情報を公表し、引き続き全役員並びに全社員が一丸となり、安全の確保に向けて取組んでまいります。

I 輸送の安全に関する基本的な方針

三久交通有限会社は、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹」を企業理念としており、次のとおり輸送の安全に関する基本的な方針を定めます。

- 1.代表取締役は、輸送の安全確保が事業経営の根幹と深く認識し、従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- 2.関係法令を遵守し、交通事故を撲滅します。
- 3.安全マネジメントに関する情報は積極的に公表し、その継続的な実施に努めます。

II 輸送の安全に関する目標及び達成状況

当社では、年度毎に目標件数を設定し、日々目標達成に努めております。令和4年度は、目標を達成することができましたが。令和5年度の達成状況及び令和6年度目標は次のとおりです。

(令和5年度 達成状況)

	目 標	実 績	達成状況
重大事故	0件	0件	達成
法令違反	0件	0件	達成

(令和6年度 目標)

	目 標
重大事故	0件
法令違反	0件

III 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (令和5年度 実績)

自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生しておりません。

IV 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 運転者教育及び研修計画

運転者年間教育計画を作成し、初任運転者研修、適齢運転者研修、現認運転者研修及び初任、適齢、現任運転者に対する関係法令の遵守、ヒヤリ、ハット等を実施して輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。

(2) 交通安全運動期間中は、事故防止運動を実施します。

- ・春の全国交通安全運動
- ・夏の事故防止運動
- ・秋の全国交通安全運動
- ・年末年始自動車輸送安全総点検

(3) 輸送の安全に関する安全管理の取組状況の点検と改善については年間1回以上実施し是正・予防措置を講ずると共に、継続的改造に努めております。

(4) 運行管理者資格をはじめとする各種資格の取得費用、デジタルタコグラフにドライブレコーダーを組み込んだ予防安全装置を導入費用を計上しています。 また、無事故表彰制度等の費用を計上しています。

V 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

(組織、指揮命令系統)

当社の「組織体制図」によります。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

当社の「事件・事故等緊急体制・連絡体制」によります。

VI 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(輸送の安全に関する教育及び研修の計画)

「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（国土交通省告示1676号）」に準拠して実施するほか、当社規定に基づいて計画し実施します。

VII 輸送の安全に係る内部監査の結果並びに、それに基づき講じた措置及び、講じようとする措置。

VIII 安全管理規程

安全管理規程 別添付

IX 安全統括管理者

安全統括管理者「土橋 昇」 平成30年8月17日 選任